

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG（第2回）

議事録

日時：平成27年9月24日（木） 10：00～11：50

場所：経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室

議題：

- （1）ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について
- （2）内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について
- （3）小売全面自由化後の事故報告の在り方について
- （4）勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について
- （5）その他

○大本ガス安全室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WGを開催いたします。議事進行につきましては、倉渕座長によりお願いいたします。

○倉渕座長 おはようございます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回は消費機器調査・周知の実施体制、消費機器に係る「自主保安」活動につきましてご審議いただきました。本日は緊急時対応の導管小売事業者の役割分担を含め、主に4つの審議事項がございます。審議に当たり、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 本日はワーキングの定足数に達しておりますことをご報告いたします。資料の確認ですが、配付一覧のとおり、資料1から資料5、また参考資料がございます。配付資料に不備等がございましたら、議事進行中でも結構ですので事務局までお知らせください。

○倉渕座長 それでは、議事に入ります。はじめの議題、「ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について」、事務局より説明をお願いします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料2をご覧ください。「ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売の事業者の役割分担について」です。

まず、1.の現行制度の概要ですが、現行ガス事業法では、ガス事業者に対してガス工

作物に係る技術基準適合維持義務を課しております。また、現行法に基づいて、保安業務の一環としてガス工作物に関してガス漏れ等の緊急時対応を行うこととしており、上流のガス工作物から下流の消費機器まで一貫してガス事業者が緊急時対応を行うこととしております。

※1 ですが、ガス事業法における災害につきましては、地震、津波のような自然災害だけでなく、ガス爆発のような事故も含まれます。なお、大規模自然災害時の対応につきましては、別途議論する予定にしております。

緊急時対応を適切に行うため、ガス事業者は24時間体制の緊急保安窓口を設置し、緊急車両の配備や緊急出動班の整備など、これまで培ってきた知見、経験を生かしながら、迅速な判断と対応を行っております。

また、緊急時対応を行うために、当該ガス事業者内での部門間での情報共有や連携が行われております。例えば、遮断による大きな影響を受ける需要家について、小売部門が得た消費機器に関する情報を、緊急時対応を行う部門と共有するなどが行われております。

現行の緊急時対応のフローは下の参考1－1、また次の2ページ目に、その緊急時対応のイメージを写真により掲載したのでご覧ください。

2ページ目の見直しの必要性でございますが、現行制度における緊急時対応に関しては、保安の水準の維持・向上を図る観点から、改正法のガス事業法施行後においても引き続き維持されることが必要でございます。

今般の法改正によって、ガス導管網などガス工作物に係る保安はガス導管事業者が、消費機器の調査・周知はガス小売事業者が原則行うこととなりますが、緊急時対応に関してはガス導管事業者が一元的に行うこととなります。

他方、需要家接点を有するのは小売事業者であり、小売事業者は法令上の消費機器の周知・調査を行うこととなります。さらにガス小売事業者は、日々の需要家接点を通じて需要家におけるガスの使用実態や消費機器設置状況をきめ細かく把握することから、ガス導管事業者が有効な緊急時対応を行うためには、ガス小売事業者との連携・協力が不可欠でございます。

そのため、全面自由化後においては、ガス事業者が構築している体制を可能な限り活かしながら、ガス漏れ等の緊急時対応に際して必要な事業者間の連携・協力について制度設計を行うことが求められます。

また、今般の法改正により、ガス小売事業者だけでなくガス導管事業者に対しても保安

業務規程の作成が義務づけられたことから、緊急時対応に係る具体的内容に関し、当該規程を作成することになります。

3. の論点でございますが、3 ページ目でございます。（1）緊急時におけるガス小売事業者の連携・協力。ガス漏れ等の緊急時対応では、今般のガス事業法施行後には、ガス導管事業者が一元的に対処することになります。他方、緊急時対応においては、ガス小売事業者においても一定の責務を果たすことが期待されます。そこで、次の①から⑤の項目に関して、ガス小売事業者の役割を明確化してはどうか、としてございます。

まず①ですが、緊急時対応に関するガス導管事業者の受付窓口等の周知。ガス漏れ等の緊急時対応を素早く実施するために、ガス導管事業者は24時間体制を設置してございます。需要家がガス漏れ等に気づいたときには即座に通報することが重要であることから、当該受付窓口に直接連絡が来ることが望ましい。

そこで、ガス小売事業者は需要家に対して、供給開始時や定期的に行う周知を通じて、ガス導管事業者があらかじめ確認した内容でガス導管事業者の緊急時受付窓口を知らしめることとしてはどうか。また、その際には、この窓口緊急時対応以外に関する苦情・相談等の連絡が来ないように、正しい連絡先へ通報・連絡を行うよう周知方法をとる必要がある。そのため、緊急保安受付窓口とともに、ガス小売事業者の一般的な相談窓口等を一緒に周知することとしてはどうかとしてございます。

また、実際にガス漏れ等が生じた場合に、需要家からガス小売事業者の相談窓口へ誤って通報があった際には、ガス導管事業者の緊急保安受付窓口の電話番号を通知する方法や電話転送といった方法により、需要家に緊急保安受付窓口への通報を促す措置をとることが必要ではないか。さらに、ガス小売事業者が適切に当該措置を実施するために、当該相談窓口の従事者に対して、保安に係る基本的事項について、ガス小売事業者が教育を実施することが適当ではないか、としております。

②の需要家の消費機器の設置状況等に係る情報提供ですが、ガス導管事業者が有効に応急措置を行うためには、消費機器・警報器の設置など、有効な消費機器に関する情報を把握しておく必要がございます。そのため、ガス小売事業者は需要家の承諾のもと、消費機器の結果をガス導管事業者に通知することとしており、緊急時対応に有効な情報に関して、その使用目的を限定した上でガス導管事業者に提供することが必要ではないか、としております。

その有効な消費機器に関する情報ということで、①で消費機器に関する情報、また②で

警報器に関する情報などを挙げております。

ただし、応急措置に有効な消費機器等に関する情報の提供において具体的に必要な事項については、需要家の特性に応じて異なることが想定されます。例えば大規模施設への緊急時対応については、敷地が広く、ガス以外の配管も複雑に設置されていることから、ガス小売事業者は、通常時においても可能な範囲で施設内での配管機器に関する図面等の情報をガス導管事業者に提供しておくことが望ましい。

また、大規模施設等に対する応急措置の一環として緊急停止を行う際には、操業実態をみて、必要最小限の範囲にとどめるよう範囲や方法に関する判断を行う必要がある。そのため、ガス小売事業者は、使用実態について特に留意すべき事項がある場合には、可能な範囲でガス導管事業者にその旨あらかじめ共有できるようにしておくことが望ましい、としております。

③のマイコンメーター作動時の復帰方法等の措置に係る協力・教育ですが、メーターガス栓やマイコンメーターはガス工作物であるため、今般の法改正後においては、ガス導管事業者が技術基準への適合義務を持ちますが、現在の一般ガス供給約款等に記載されているとおり、実際にガス漏れとか生じた場合のメーターガス栓の閉止やマイコンメーター作動による供給遮断を解除する場合の復帰操作など、保安上の理由により需要家に一定の協力を求める場合もございます。

需要家からガス導管事業者の緊急保安受付窓口に通報があった場合においては、ガス導管事業者から需要家に当該協力を求めることが考えられますが、仮に需要家からガス小売事業者の相談窓口に通報があった場合には、ガス小売事業者から需要家に当該協力を促すことが必要ではないか。

さらに、ガス小売事業者が、その業務委託先も含めて、消費機器の調査・周知等の需要家訪問の機会を通じてガス漏れ等の事態を覚知した場合には、ガス小売事業者が、メーターガス栓の閉止やマイコンメーター作動によるガス遮断を解除する場合の復帰操作等の措置を実施することが必要ではないか。

また、ガス小売事業者が適切に当該措置を実施するために、需要家接点を有する保安業務の従事者に対して、保安に係る基本的事項について、ガス小売事業者がマニュアルによる教育を実施することが必要ではないか。なお、ガス小売事業者が当該教育を開始する等に当たっては、必要に応じて、ガス導管事業者はガス小売事業者に当該教育等への協力を行うことが適当ではないか、としてございます。

④の緊急時におけるガス導管事業者・需要家との連絡体制の確立ですが、緊急時にガス小売事業者が連絡窓口としての役割を果たすためには、ガス小売事業者の従事者が、例えばガス漏れ等で供給停止が必要であった場合において、ガス導管事業者の緊急時対応部隊と常に連絡がとれるようにする必要がある。そのため、ガス導管事業者との間で事前に連絡先を共有し、緊急時には常時、連絡可能としておくことが必要ではないか。

また、ガス導管事業者が緊急時対応を行うに際しても、需要家との調整が必要となる場合において、需要家と契約関係にあるガス小売事業者の担当者が窓口となって、苦情・問い合わせに対処することが必要ではないか。なお、苦情・問い合わせに際しては、必要に応じて、可能な限りガス導管事業者とともに対処することとしてはどうか、としております。

また、②で述べたとおり、大規模施設に対する緊急時対応をガス導管事業者が行う際には、その影響を最小限にとどめるよう、適切な措置をすることが求められる場合がございます。その場合には、需要家接点を有するガス小売事業者との協議の上、停止範囲や方法を決め、需要家と折衝することが必要となる。

その際には、その影響について、需要家との間で供給停止の応急措置に関する合意を得ることが重要となる。そのため、需要家接点を有するガス小売事業者に関して、連絡窓口となるような役割を担うべきことを明確化してはどうか、としてございます。また、必要に応じて事前にガス導管事業者と小売の双方で合意した需要家については、通常時において、緊急時の対処方針を取り決めしておくことが望ましいのではないかと、してございます。

⑤の消防・警察等の防災関係機関との連携ですが、ガスに起因する事故が発生した場合には、消防や警察の関係機関からガス事業者に対して協力要請がなされ、現場立ち会いが求められる場合がございます。その際にはガス導管事業者が一義的に対応することになりますが、火災事故が発生した場合など、ガス小売事業者に対しても立ち会いの協力がなされた場合には、需要家にガスを供給する者としての立場から、ガス導管事業者と連携して対応することが必要ではないかと、しております。

⑥の緊急時対応に備えた需要家との契約ですが、今後はガス導管事業者は緊急時対応を行うものの、需要家とは直接の契約関係にございません。そのため、ガス小売事業者は需要家と小売契約を締結する際に、当該契約書面の中で、以下(イ)から(ハ)の事項に関して、現行の一般ガス供給約款と同等の項目を設け、ガス導管事業者が緊急時に保安上適切な判

断を下すことを担保することが必要となります。

また、②で述べたとおり、消費機器の結果をガス導管事業者に通知し、緊急時対策に有益な情報に関して、使用目的を限定とした上でガス導管事業者に提供することが必要となります。消費機器は需要家の所有または占有する資産であることから、ガス導管事業者への情報提供に際しては、ガス小売事業者があらかじめ需要家の承諾を得ることが必要となります。

そこで、ガス小売事業者と需要家との小売供給契約の中で確実に担保するために、(イ)から(ニ)の事項に関して、ガス導管事業者とガス小売事業者との託送供給約款の記載事項とし、その旨需要家との契約に盛り込み、需要家の承諾を取りつけることをガス小売事業者に求めているかどうか、としてございます。

まず、(イ)の緊急時対応において生じる需要家の損害への対応等です。ガス導管事業者は、緊急時対応を行う場合でも、ガス漏れ等により二次災害が発生するおそれがある場合などは、保安を最優先として即座に供給停止を行う場合がございます。現在、一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、供給停止等を行う場合を明示するとともに、このような場合の免責措置として、6ページ目から7ページ目のような文言が記載されております。

7ページ目でございます。なお書きのところですが、「なお、ガス導管事業者が行った緊急停止等の応急措置により、『ガス導管事業者の責めに帰すべき事由があるかどうか』が、損害の生じた需要家との間で議論になるケースも想定」されます。その際には、需要家と直接接点を有するガス小売事業者が、ガス導管事業者と需要家との間の連絡・調整を行うこととしてはどうか、としております。

(ロ)の緊急時対応に関する需要家の協力ですが、ガス導管事業者が緊急時対応を行うに当たり、ガス漏れ等を覚知した需要家自身が、メーターガス栓等を閉止するといった応急的な対応を行うことは、ガス事故による被害を防止する観点から重要であります。現在の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、需要家の協力として、7ページ目から8ページ目にかけて、お客様の協力ということで記載をしております。

続いて、8ページ目(ハ)の緊急時対応を行うための需要家敷地への立ち入りについてです。ガス導管事業者が緊急時対応を行うためには、内管・消費機器が設置されている需要家敷地内に立ち入ることが必要であります。現在、一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、このような場合の免責措置として、使用場所への立ち入りの記載が付

されているところでございます。

続いて、8 ページ目（二）の消費機器調査結果などの情報に関するガス導管事業者への提供ですが、ガス導管事業者が円滑かつ適切に緊急時対応を行うためには、緊急時対応に有益な消費機器等の情報を、使用目的を限定した上で、ガス小売事業者がガス導管事業者へ提供することが必要であります。提供された情報はガス導管事業者が保有することになりますが、情報更新はガス小売事業者からの情報提供により行われます。ただし、消費機器は需要家が所有・占有する資産であることから、当該情報は個人データに該当する場合も考えられるため、第三者であるガス導管事業者に情報共有する際には、あらかじめ需要家の同意を得ることが必要となります。

そこで、ガス小売事業者に対して、需要家とガス小売契約を締結する際に、当該情報のガス導管事業者への提供に関して同意を得ることを求めているかどうか、としております。

続いて、（２）の緊急時におけるガス導管事業者の対応及び連携・協力ですが、ガス導管事業者は、本年２月に取りまとめられたガス安全小委員会の報告書にあるとおり、24時間体制の窓口の設置など、ガス漏れの緊急事態が発生した場合には、迅速な判断のもと、緊急時対応を行うこととなります。

他方、大規模施設等に対する緊急時対応を行う場合には、（１）で述べたとおり、ガス小売事業者は需要家との連絡窓口となるなどの役割が特に期待されます。

特にガス小売事業者にとって重要な顧客である場合には、応急措置をする段階になって連絡を行うというよりは、ガス導管事業者が需要家から通報を受け付けた段階で、ガス小売事業者に即座に連絡することが望ましい場合もございます。

そのため、あらかじめガス導管事業者と小売事業者の双方で合意した需要家については、受け付け時点でガス小売事業者に連絡することとしてはどうか。また、大規模施設においては、必要に応じて事前にガス導管事業者とガス小売事業者の双方で合意した需要家については、通常においても緊急時の対処方針の取り決めをしておくことが望ましいのではないか、としてございます。

（３）の緊急時対応に関する保安業務規程の記載ですが、現行法においてガス事業者は、技術基準適合義務の一環として、内管を含むガス工作物に係る緊急時対応に関し、保安規程に具体的内容を記載することとしてございます。他方、ガス事業者は、内管・消費機器といった需要家保安に関して緊急時対応を義務づけられておりますが、特に具体的内容を記した規程の作成は義務づけられてございません。

今般の改正によって、ガス小売事業者だけでなくガス導管事業者も保安業務規程を作成することとなります。保安業務規程については、緊急時対応についても記載対象に含まれてございます。

そこで、ガス導管事業者は内管・消費機器に係る緊急時対応に関して、保安業務規程の記載事項とするよう施行規則に定めることとしてはどうか。なお、緊急時対応は、内管・消費機器の区分にかかわらず面的一体性をもって実施するものであり、緊急時対応として保安規程に記載しているものと同内容の措置をとることを記載すればよいのではないかと、としてございます。

②のガス小売事業者に関する内容です。ガス小売事業者は、ガス導管事業者が行う緊急時対応に関し、需要家との連絡窓口になるなど、一定の責務を担うことが求められます。改正法においては、ガスによる災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、速やかに必要な措置をとるとしている主語は、ガス導管事業者のほかにガス小売事業者も含まれます。

そのため、ガス小売事業者の作成する保安業務規程においても、消費機器の調査・周知に関する事項に加えて、ガス小売事業者が行うべき必要な措置として、ガス導管事業者が行う内管・消費機器に係る緊急時対応に関する連携・協力を記載事項とするよう、施行規則に規定することとしてはどうか。これにより、託送供給約款などとともに、緊急時対応に係る連携・協力の実効性を担保することとはしてどうか、としてございます。

以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。いつものように、ご意見のある方はネームプレートを立てていただくとわかりやすいと思います。また、発言後はマイクのスイッチをお切りいただくようお願いいたします。どうぞ、赤穂委員。

○赤穂委員 ありがとうございます。緊急時の対応についてなのですが、これは確認というか、例えば、もし小売事業者の方にガス漏れですという連絡が行ったときに、導管事業者にそれを転送するなり電話番号を教えるということですが、現実にはガス漏れが発生している可能性が高いのですから、その時点で小売事業者さんの窓口でも、まずはガス栓を止めてくださいといってもいいのではないのかと思います。この言い方ですと、小売事業者はそういうことも言っただけで、あくまでも導管事業者につなぐのが仕事みたいに思われるのではないのかなと思いますので、どう考えたらいいのかを、もし何かあれば

教えていただきたい。

あと、消費機器の情報を導管事業者に通知するというのですが、具体的にどのようなが一番留意すべき消費機器なのかなというのを、もしあれば教えていただきたいです。例えば、ここの給湯器はものすごく設備が古くて危険なのですか、そういうような情報を考えておくことなのか、何かほかにもっと留意しておくような機器があるのかということ、わかりませんので教えていただきたいです。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。2点ございまして、小売事業者が緊急時にどの範囲まで対応するべきかということと、周知事項についてご指摘いただきました。何か事務局からございますか。

○大本ガス安全室長 今、赤穂委員から2点ご指摘あったところですが、緊急時対応で小売に連絡があったとき、需要家との関係において、当然ながらガスを止めるとか危険な対応を回避するような措置は、ガス小売事業者にも当然やっていただきます。その上で、緊急出動の観点ではガス導管事業者に担っていただいておりますので、そこは、最低限の取組はガス小売事業者の方にもやっていただくということが、ガスを扱う事業者にとって最低限の取組であると認識してございます。

また、消費機器に関しての留意ということですが、需要家の消費機器では、例えば不完全燃焼防止装置がついていない消費機器とか、いわゆる危ない機器もございますし、大規模施設における留意すべきような消費機器もございます。それは需要家の消費機器の状況、特性に応じて、懸念点ですとか留意点があった場合には、それについてきちんと整理して、導管事業者の方にお知らせすることが大事であると考えてございます。

○倉渕座長 何かガス事業者の方からコメントございますか。

○金子委員 後半の質問で、どういう情報が必要かということですが、4ページの一番上に例示がされております。①、②ということで、「法定の消費機器調査の結果」、それから特に大規模な需要家を想定して、「ガスの供給停止に配慮が必要な消費機器」と、こういった情報があれば、ほぼ緊急保安業務に関しては対応できると思っておりますが、もう一つ、2番の警報器に関する情報、これが必須の情報と考えております。

○倉渕座長 ありがとうございます。ほかに何か質問、ご意見ございますか。

吉川委員、お願いします。

○吉川委員 今のところに関して、何の情報の共有が必要なのかということ具体的によく整理しておかれたほうがいいなと思います。過剰に情報が行き過ぎても、きっと導管

事業者もそれを管理されるのに大変でしょうし、抜けてもいけないということで、そこはよく導管事業者と小売事業者の間で、必要な情報、共有すべき項目について、十分に細部まで打ち合わせしておかれたほうがいいのではないかなと思いました。

もう一つ、これは現実的にいかなものかなと。すみません、法律家なものでつい頭がかたく思ってしまうからかもしれないのですが、7ページにあるなお書きのところです。需要家とガス導管事業者との間で、トラブルというか、止めた損害の有無、賠償責任有無ということが問題になったとき、紛争が生じたときに、その間の連絡・調整をガス小売事業者が行ってはどうかと書いてあるのですけれども、これは間に小売事業者が入るとかえってややこしくなるケースもあるのではないかなと思うので、そこら辺、例えばガス導管事業者が、小売事業者が連絡・調整を行うことを求めた場合には行うとか、当然に小売事業者が間に入って連絡・調整をするというと、連絡・調整の仕方が悪いといって二次被害になったときに、また今度は導管事業者と小売事業者の間でのトラブルに拡大しかねないということも、通常の委託業務の間でもよくそういう問題は起こりますので、ここは余り硬直的に設計しないほうがいいのではないかなと思いました。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。2点ご指摘いただきました。まず1点目は、小売事業者と導管事業者の間に必要な情報の選別を適切に行うべきではないかというご意見と、紛争があった場合に、やはり小売事業者と導管事業者の間でどういう役割分担をするか。これはケース・バイ・ケースで一義的に定めるのは難しいのではないかというご意見。大変もったいなご意見ではないかと思いますので、これは実際にいろいろなシミュレーションをこれからやって、どういう場合にはどういうふうにするべきだとかいうこととか、そのケースによってケース・バイ・ケースで対応するとか、いろいろな可能性があると思いますので、それぞれのケースについて適切な役割分担を今後定めていくということが必要なのではないかと感じられました。他にいかがですか。内倉委員。

○内倉委員 全国LPガス協会の内倉です。ご説明で緊急時対応に関しましてはガス導管事業者が一元的に行うこととなる。他方、お客様との接点を有するのはガス小売事業者であり、両事業者の連携・協力は不可欠である旨が提起されましたことにつきましては、まさにそのとおりであると思っております。

また、お客様の安全を守るためには、両事業者が連携・協力し、一体となって、どのようなことをやる必要があるか、それに対して、どのような対応・対策を講じていくのか。その上で、お客様に何を願うのかなど、さまざまな検討を行い、実行してい

くことが重要と考えております。

今般の法改正が小売の自由化ということで進められ、その中で導管事業者と小売事業者の責任範囲が区分されたことにより、各々の事業者がその範囲で対応しますということではなく、双方の事業者が連携・協力等を図り、お客様の目線に立ち、現在のガス事業者の方々が構築されてきた保安水準の維持・向上を一層図っていくことが最も重要であると考えております。

そうした観点から、提示されました見直しの必要性及び論点は、それらを踏まえた内容になっていますことから、この方向で今後ともご議論をしていただき、進めていただくことにつきまして、賛成いたします。

○倉渕座長 ありがとうございました。小売事業者と導管事業者の連携について、お客様目線に立って多角的な検討を進めていくべきだというご意見と思います。早田委員、お願いいたします。

○早田委員 ありがとうございます。ガス漏れ等の緊急時の対応につきましては、お客様敷地内の内管等のガス工作物だけではなく、消費機器も含めて導管事業者で一元的に対応していただくことになります。保安水準を維持していくためには、日頃から消費機器の調査・周知を行います私ども小売事業者、積極的に導管事業者と協力・連携を図ることが重要だと考えてございますので、今回提示いただいた内容について異論はなく、私どももしっかりやってまいりたいと考えております。

その上で1点、要望でございます。5ページ目の④の文章の下から5行目のところにまた書きがございます。「大規模施設等においては必要に応じて、事前にガス導管事業者とガス小売事業者の双方で合意した需要家については、通常時において、緊急時の対処方針を取り決めておくことが望ましいのではないか。」という文章がございます。このような事前の取り決め、これは非常に必要であるということは当然のことでございます、私ども小売事業者としても、お客様の操業等へ影響がないよう、その影響を最小化するために、小売と需要家の間だけではなく、導管事業者を含めた3者間でしっかりと事前の取り決めを行って、一刻を争う緊急時に問題が生じないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、今後小売の全面自由化に際しましては、スムーズな小売事業者の切り替えを行うとともに保安水準を確保していくためには、私ども小売事業者がお客様の窓口として調整しつつも、導管事業者とお客様の2者間で取り決めるというようなこと、これは小売事業

者が切り替わっても、緊急時に同じ対処が継続してできるようにする方が、効率的かつ効果的なケースというのとも考えられるのではないかと考えてございます。

したがって、この緊急時の対応におけるお客様との取り決めの形態など、具体的にはお客様と取り決めをする事業者をどうするのかとか、その内容をどうするのか、その具体的な内容につきましては、今後検討というふうにさせていただいて、私ども小売が必ず契約の中に入らないといけないというような画一的なものにならないような運用の方法にさせていただければとお願いするところでございます。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。小売事業者の責任を明確にするということと、小売事業者、導管事業者、需要家の間で適切な取り決めのスキームを考えていくべきではないかというようなご意見と承りました。金子委員、お願いいたします。

○金子委員 既に皆さん発言されておりますが、ガス漏れ等の緊急時対応は、基本的には導管事業者の責任だと考えています。ただ、日常の業務を通じて需要家と直接の接点を持つ小売事業者が、緊急時に需要家対応などで果たす役割は重要だと考えています。論点にもありますように、消費機器はもちろんのこと、ガス工作物の緊急時対応においても、導管事業者と小売事業者の連携・協力が非常に重要なのだらう思っております。

我々は、既存事業者としてもこの視点で新規参入者としてしっかり連携して、これまで以上の保安の維持向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。緊急時対応の責任は一義的には導管事業者にあるけれども、やはり需要家との日常的な接点は小売事業者にあるので、両者が適切に協力しながら緊急時対応を進めていくというご意見とします。杉森委員、お願いいたします。

○杉森委員 コミュニティーガス協会の杉森でございます。基本的には、この方針で連携していくことには賛成いたします。私どもの立場と申しますと、2 ページ目の※2 を見ていただきたいのですが、簡易ガス事業はこの※2 にありますように、「ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、・・・」云々とあり、これは上流から下流まで一貫して保安を見ていきます。ただ、事業類型としますと小売事業ということになります。現在は緊急車両等を配備しております。法改正後はガス小売事業という立場にはなりますけれども、一貫して保安をみてまいりますので、緊急車両等の確保につきましては、これまでどおり希望したいと思います。以上でございます。

○倉渕座長 コミュニティーガスの立場としての保安のあり方についてのご意見、ご指

摘をいただきました。三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員　いろいろご説明ありがとうございました。文字上に書くと、連携・協力という言葉は大変重要ですし、美しい言葉ではありますが、実際に何かが起こったときというのは、需要家というか私たち消費者は、どこにどう連絡していいのか混乱します。何が導管で何が小売とかということは関係ないわけです。フロー図であらわせるような冷静な判断は、なかなかできないということなのですね。

ですので、確かに連携して、連携してという言葉がたくさん出ておりますけれども、本当の意味で消費者が今後いろいろな小売事業者と契約するときに、そういうところの周知は徹底して是非お願いしたい。周知をするに当たっては、にわか知識ではなく小売事業者の皆さんには、教育等を開始とか書いてありますが、本当にこれは言葉上だけではなくて、きちんとやっていただきたいなというお願いと、もし今後何かあったときには、その情報をきちんとどちらにも蓄積しておいていただきたいのです。

さきほど座長が、いろいろな今後のシミュレーションというお話もおっしゃっていましたが、実際に起こったときに、A小売事業者はすごくやったけれども、B小売事業者はおろそかだったとかということが起こり得るのではないかというのが私たちの不安なわけです。消費者は価格とかいろいろな条件でそれを選択するときに、緊急時どうなのかとか、どうやって私たちは教えてもらえるのかとか、その場になってみないとわからないことというのはたくさんあるので、是非そこも徹底してやっていただいて、小売も導管も両方でそういう情報を蓄積しておいて、このときにはこうだった、あの地区ではこうだった、こんなことがあったというのを事細かにやっていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○倉渕座長　ありがとうございました。非常時対応の難しさを踏まえて、日常的な小売事業者の消費者に対する教育の重要性と、非常時にどのように対応したかについての情報の共有といえましょうか、蓄積というのが重要ではないかというご指摘だと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大変多角的なご意見をいただいたと思います。全般的には大きな方向性が得られたと思われましても、今日のご意見を踏まえまして、引き続き事務局にはご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、議題2の「内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について」、説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、資料3をご覧くださいと思います。「内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について」です。

1. の現行制度の概要ですが、現行制度では、ガス事業者はガス工作物に関して技術基準適合義務といった保安責任を担っております。ガス事業者は、需要家資産である内管やガス栓など内管等を含め、当該ガス工作物に関し、ガス事業者やその承諾を受けた者が工事を行い、定期的な検査により技術基準適合を確認し、必要がある場合には修繕・改修を行っております。

また、現行制度で内管等を工事、維持・運用するガス事業者は、基本的に需要家と直接の契約関係にございます。そのため、一般ガス事業者は、一般ガス供給約款において必要な事項を定めてございます。

具体的にはということで、①から⑥などの事項に対して、契約締結時に需要家の承諾を取りつけた上でガスの小売供給を行うこととしております。

2. の見直しの必要性ですが、今般の法改正によって全面自由化後は、事業類型が一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス小売事業者等の類型に整理されます。内管の工事、維持・運用については、本年2月に取りまとめられましたガス安全小委員会の報告書において、仮に需要家がガス小売事業者を変更する場合でも、同一の事業者が内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で内管保安を実施することが有効。内管の維持管理は、各戸の需要家が別々のガス小売事業者を選択した場合でも、同一の事業者が面的に実施することが効率的などといった理由から、ガス導管事業者が行うことが適当との結論を得ております。

このため、法改正後では、ガス導管事業者に内管保安の義務を課すこととしております。なお、業務委託については、現行法と同様に、特段の制限は課せられているものではございません。

2 ページ目のところでございますけれども、しかしながらガス導管事業者は、ガス小売事業者に託送供給を行う事業者であり、需要家との間では基本的に直接の契約関係にないことから、改正施行後において、内管の工事、維持・運用に関する課題の検討を行う必要がある、としております。

3. の論点ですが、（1）現行制度の一般ガス供給約款で担保している事項でございます。今般の法改正により、内管の維持管理・運用についてはガス導管事業者が基本的に行うということでございます。ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対する託送供給に係る

料金等の条件について託送供給約款を定め、一般ガス導管事業者の場合には経済産業大臣の認可を受け、特定ガス導管事業者の場合は大臣への届け出を行うこととしてございます。

ガス導管事業者は、当該約款に基づき、ガス小売事業者との間で託送供給についての契約を締結することとなります。ガス小売事業者は、当該約款に基づく契約のもと、需要家と小売供給契約を締結することとなるため、これまで一般ガス事業者が一般ガス供給約款において担保していた保安に関する事項は、小売供給契約において需要家の承諾を得ることが必要となります。

そこで、全面自由化後では、以下の事項に関して託送供給約款において規定することとし、需要家との小売契約においてその承諾を取りつけるよう、ガス小売事業者に求めることとしてはどうか、としてございます。

①のガス工作物工事の申込み方法や工事の実施主体等ですがガス導管事業者は内管などのガス工作物を需要家の敷地内に設置し、技術基準適合維持義務のもと、ガス工作物の工事、維持・運用に関する保安業務を行うこととなります。

ガス工作物には、その定義上、ガス事業の用に供することを要件としており、現行と同様に、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ずにガス工作物の変更を行うことは、罰則をもって禁止されてございます。

そのため、法改正後においても、内管等含めた需要家敷地内にガス工作物を設置する際には、需要家からガス導管事業者やその承諾を受けた者にガス工作物の工事を申し込み、ガス導管事業者がその承諾を受けた者に工事を行わせることとなりますが、需要家に対してその旨をお知らせすることが必要となります。また、内管等を需要家資産としていることに関しても、あらかじめ需要家に知らせておくことが必要となります。

現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、ガスの工事の申し込み方法や工事の実施主体等を明示しており、例えば3ページ目、また4ページ目にかかる文言が記載されているところでございます。

続いて、4ページ目の②のガス工作物に関する検査実施でございます。ガス導管事業者は、内管の敷地内に設置されるガス工作物に関して、技術基準に適合しているか、内管の漏えい検査などにより確認を行うこととなります。検査の実施のためには、ガス導管事業者は需要家敷地内に立ち入ることが必要となります。そのため、ガス導管事業者は自らの保安責任を明示的に示すとともに、その承諾をあらかじめ取りつけることが必要となります。現行の一般ガス供給約款では、4ページ目から5ページ目のような記載内容が規定さ

れているところでございます。

また、5 ページ目のところですが、需要家資産であるガス工作物に関して、需要家が求めた場合には、法令上必ず行うこととはされていない事項であっても、一般ガス事業者は技術基準適合性の検査を行ってございます。そこで、現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、下の供給施設の検査のような記載がされているところがございます。

③の内管等のガス工作物に関する需要家の保安上の責務・協力ですが、ガス工作物に関しては、技術基準適合維持義務などの保安責任はガス導管事業者が担うこととなりますが、需要家資産であることから、需要家自身が所有者または占有者としての責任をもって管理し、検査により技術基準不適合の結果が出たときには、改修・使用の中止等の所要の措置をとるとともに、ガスを適切かつ安全に使用することが求められます。

また、ガス工作物については、需要家敷地内に設置されるものであっても、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設の操作、工事の変更を行うことは罰則をもって禁止されておりますが、需要家にその旨明示的に知らせておくことは有益でございます。

6 ページ目でございます。現行の一般ガス供給約款では、施設の保安責任、お客様への協力などが託送供給約款で記載されているところがございます。

6 ページ目のなお書きのところですが、今般の法改正後では、ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち、ガス導管事業者以外の者が所有又は占有するガス工作物に関しては、その所有者、占有者はガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めるとともに、仮に技術基準不適合により改修等の命令が大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこととしております。

さらに、改修命令が発出されたにもかかわらず、その所有者または占有者が協力しない場合にあって、ガス工作物が公共用の保安上特に重要である場合には、経済産業大臣が所有者または占有者に協力するよう勧告することとしてございます。

当該条文の「ガス事業者以外のガス工作物の占有者・所有者」とは、具体的には内管の所有者または占有者、すなわち需要家が該当し得ます。そこで、今般の法改正後は、上記の事項に加えて、需要家の協力責務や勧告対象の需要家の場合には、勧告制度に関することについても盛り込むべきではないか、としてございます。

④のガス工作物に影響を与えるような特殊な消費機器の設置に伴い必要となる保安措置

でございます。消費機器は需要家資産であり、需要家自身が設置することができるものでございますけれども、消費機器の中には、保安上取り扱いに注意を要する特殊な機器が存在します。

当該機器の使用において、都市ガスとそれ以外の圧縮ガス等を混合して使用する場合があります、その際に当該ガスが導管に逆流した場合には、供給支障や着火、爆発などの重大な事故につながるおそれがあることから、逆流を防止するような安全機器を設置する必要があります。また、昇圧供給装置は、圧力の変動などによりガス工作物の圧力に影響を与え得るものであるため、適切な使用方法を遵守する必要がある、ガス導管事業者の認めた安全装置の設置等の条件を満たさねばならない。

そのため、現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、圧縮ガス等を併用する場合や昇圧供給装置を使用する場合に、あらかじめ一般ガス事業者の承認を得よう、一般ガス供給約款の中でお客様の責任として記載されているところでございます。

続きまして、⑤の内管等の維持・管理が行えない場合の供給停止等についてです。ガス導管事業者が内管の維持・運用を適切に行うためには、検査など保安業務を確実に実施することが必要となります。現在の一般ガス供給約款には、仮に需要家が正当な理由なく保安業務を拒否し、または妨害した場合などにおいてガスの供給を停止するというところで、7 ページ目の供給停止、また 8 ページにかけての内容が記載されているというところでございます。

なお、上記以外にも、保安上必要である場合の供給制限や供給停止の解除、免責に関する記載が、一般ガス供給約款で担保されているところでございます。

(2) の全面自由化による事業類型の整理に伴い新たに求められる事項ですが、今般の法改正により、事業類型がガス小売事業者、ガス導管事業者に分かれたことから、一般ガス供給約款に記載された事項以外にも連携・協力を求められる事項が存在します。そこでガス小売事業者は、(1) の事項に関して需要家の承諾を得ることに加えて、以下の事項に関しても、ガス導管事業者に情報提供等により協力することが望ましいのではないか、としてございます。

まず、①の消費機器の設置状況等の情報提供ですが、ガス導管事業者が有効に需要家敷地内にあるガス工作物の維持・運用を行うためには、消費機器、警報器の設置状況など、ガス工作物の維持・運用に有効な消費機器等に関する情報を把握していることが望ましい。このため、ガス小売事業者は改正法後の規定により、需要家の承諾のもと、消費機器調査

の結果をガス導管事業者に通知することとしており、ガス工作物の維持・運用に有益な情報に関して、その使用目的を限定した上でガス導管事業者に提供することは、緊急時対応のみならず内管の維持・運用の観点からも求められるところでございます。

②の敷地内他工事に関する情報提供等ですが、ガス工作物の工事、維持・運用を行う際には、解体事業者などガス事業者以外の者による需要家敷地内における工事によって、ガス工作物が損壊し、ガス漏れ等の事故が生じる事例が多いことから、敷地内他工事事故対策が重要となります。

そこで、一般ガス事業者では、保安規程において他工事事故対策に取り組むこととしており、日常の業務を通じた他工事の把握や、他工事に関する教育の計画的な実施、他工事事業者との協議・協定締結、他工事の巡回、立ち会いなどに関して保安規程に記載することとしてございます。

今般の法改正後は、ガス導管事業者が引き続き当該措置を行うこととなりますが、需要家と基本的に直接契約にないガス導管事業者は、敷地内他工事情報を把握する機会が現状と比べ減少する可能性があることから、ガス小売事業者は、例えば日常の業務を通じて他工事情報を把握した場合には、ガス導管事業者に対して当該情報を提供することや、需要家に対して敷地内他工事事故防止への協力を求めることが保安上望ましいのではないかと、してございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。吉川委員。

○吉川委員 まず1点目の質問は、2ページ目の論点の一番最後に「そこで、」の部分で書いてあることの確認といいたいでしょうか、要は緊急時対応に関する条項だとか保安に関する事項だとか、必ず需要家と小売供給契約において盛り込んでもらうべきこと、これを導管事業者と小売事業者との間の託送供給約款で縛っておくという制度設計をお考えなのかという点です。つまり、小売事業者は需要家と契約するときには、必ず〇〇の条項について契約に盛り込まなければいけないというようなことが約款に書かれるのか。それとも、それ以外の方法で小売業者が需要家と結ぶ契約内容を縛ろうとされているのか、どのようにそこら辺お考えなのかということを再確認しておきたいということが1点。

もう一つは要望なのですが、今回の小売の自由化に伴って消費者は何が変わるのか。単に料金がもしかしたら安くなるかもしれないということではなくて、重要な保安責任の区分がこういうふうに分かれた結果、例えば緊急時はここに連絡しなきゃいけなくな

りますとか、今もご説明のあったガス工作物の工事をするときは、ふだん知っている小売業者さんではなくて、こっちに連絡しなきゃいけないのですよとか、そういう消費者目線で何が自由化によって今までと変わるのかということを知りやすく説明したものをご用意いただきたい。約款なんて、私、正直言って今まで読んだことはありません。今回も小売事業者さんといろいろな契約を結んでも、ずらずらと細かい字でこれらのことが網羅的に書かれたのでは、大事なことが何も伝わらないと思うのです。

ですから、本当に保安上必要なことを1枚の紙におさまるぐらいに縮小していただいて、わかりやすい内容で全消費者にそれが伝わるように、是非予算もつけていただいてPRをしていただく方法をお考えいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○倉渕座長 ありがとうございました。2点ございまして、供給約款のルールについてと、自由化による変更点をなるべくわかりやすく消費者に伝えることの重要性をご指摘いただきました。事務局、何かございますでしょうか。

○大本ガス安全室長 ご質問の件ですが、需要家の方に今の内管の維持管理、運用に際して必要なものを、導管と小売との間で託送供給約款を結ぶ形になります。その内容も、導管事業者の方は需要家との直接契約がないということから、ガス小売供給契約の中で、託送供給約款で結んだ内容を需要家の方に守っていただくために、その内容を小売供給契約の中にも入れていただくことをご審議いただいた上で、その内容を盛り込んではどうかということでございます。

○吉川委員 ガスを供給するに当たっては、これこれの事項を必ず需要家との契約に際しては盛り込まなければだめですよと、盛り込んでくださいよということを提供の条件にするのかどうか。そこまで強く縛るのかどうかということも含めて伺いたかったのです。

○大本ガス安全室長 基本的には、今の託送供給で縛っている内容に関しては、当然需要家の方にも守っていただくということが前提でありますので、今の基本的な内容は当然守っていただくというのが前提となります。

○吉川委員 つまり、今までは需要家とガス事業者が直接契約関係にあったので、約款で直接縛れたわけですね。今度は縛れなくなった。間接的に縛る必要が生じた。ということは、まず託送供給約款で小売事業者を縛り、その縛り方として、必ず需要家との契約ではこれを守ってくださいよという形まで縛っておくのですよねという確認です。

○大本ガス安全室長 そのとおりでございます。

○吉川委員 わかりました。

○倉渕座長　　あともう一点、後半のPRの件、いかがでしょうか。

○大本ガス安全室長　　需要家へのPRというか、今回の全面自由化後において、今まで
のガス事業者の事業類型が変わったということもございますので、そこに関しては、需要
家の方にわかりやすい内容で保安面の関係、もちろん事業面の関係は資源エネルギー庁で
も検討されることだろうと思いますけれども、そこについてはしっかりPRしていきたい
と思っておりますし、その必要な予算に関しては、現在要求をしているところでございま
す。

○倉渕座長　　三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員　　まさしく今吉川先生がおっしゃってくださったPRのところは、本当に我
が意を得たりなのですけれども、何度もここでも申し上げていますが、消費者の側は、何
がどう変わったのかということが本当によくわからないわけです。いろいろなところがあ
って、今までどおりではなくて消費者の自由な選択に任せますといわれたときに、それを
どこまで理解できる人がいるのかということと、あとは、高齢者のひとり暮らしのことは
何度も申し上げていますが、そういう方に対しての懇切丁寧なご説明とか、それは今のP
R周知のところにも当然つながる話ですが、あとは賃貸の方ですね。若い人で賃貸などだ
と、他人事なのです。

自分の家のものなのだけれども、自分ではどうすることもできない。機器を新しくする
こともできない。賃貸契約の人だと、それ、自分なの、オーナーでは、大家さんではない
のとか、誰の責任なのかわからない。本来、消費者教育の中でも、消費者は自分の身は自
分で守らなければいけませんよということは、子どものころからやっていくべきというご
議論もあると思いますが、それはさておき、なかなかその辺がわからない方がまだまだ多
いので、そこは徹底して、もちろん消費者が自覚を持つということも大事なのですが、契
約のときには詳細にわたってご説明をいただく、周知徹底していただくということが非常
に大切ということですね。

それから、1つ質問したかったのは、7ページの1行目、6ページの終わりのところ
ですが、「ガス工作物に影響を与えるような特殊な消費機器の設置に伴い必要となる保安措
置」というところなのですが、7ページの頭にある「保安上の取り扱いに注意を要する特
殊なガス機器」というのは、一般消費者としてはどういうことを理解すればいいのかとい
うことが質問です。

そして、8ページの②の、敷地内他工事についてです。これはお願い事なのですが、こ

の敷地内他工事対策というので過去に事故が起きていると、事故情報のときにも出てきましたが、この辺のところは本当に私たち消費者からすれば、知らない所でいろいろな工事が行われています。マンションができる、大きな商業施設ができるというときに事故対策というのがどうなっているのかという周知も、よくわかっていないので、ここのところも詳細を教えていただければと思います。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。最初の論点は、自由化に伴う周知の重要性のご指摘だったのですが、後半は質問事項2点ございまして、特殊なガス機器とは何かということと、敷地内他工事の問題がございました。事務局、いかがでしょうか。

○大本ガス安全室長 まず、三浦委員からの特殊なガス機器の例ということでございませうけれども、その例が7ページ目に書かせていただいている昇圧供給装置ですとか、逆流を防止するような安全装置ということで、いわゆるガスとそれ以外の圧縮ガスを混合した際に、それを逆流防止するような装置で、基本的には一般家庭に設置されてないような、特殊な需要家の方に設置されているケースを想定してこれは記載されておまして、その例示が、7ページの1行目の下にご書いてございます。

2つ目が敷地内他工事ですが、ケースによって他工事の仕方はいろいろと違ってくると思うのです。場合によっては、需要家自らがリフォームを業者をお願いしているときに、逆にガス事業者の方にお知らせしてないケースとか、水道とか他の業種の事業者の方が工事をするときに、誤ってガス管を傷つけてしまうケースもございまして。その際に、需要家の方が申し込んだ、例えば依頼を受けた水道工事事業者とか解体事業者とかの方がガス事業者と連絡をとっていただければいいのですけれども、そうでないケースも結構ありますので、ガス小売事業者がそういうような情報に気づいたときにはガス導管事業者にお知らせしていただくとか、逆にガス導管事業者がそういう他工事事故防止のためにチラシとかを、需要家にお知らせしたいときに、ガス小売事業者の協力を得てそういう周知をしたらどうかということを記載してございますが、この中には、需要家の方にもガス事業者の方に連絡していただきたいことも内容としては入っているところですがあくまでもガス工事事業者に協力を求める記載となっております。

○倉渕座長 よろしいでしょうか。吉川委員。

○吉川委員 今の三浦委員が質問された6ページの特殊な消費機器の設置のところなのですが、消費者にとっては、これが注意を要する機器なのか設備なのかということはいくらにいくので、特殊な需要家だということでもちょっと安心したのですが、当然こうい

う装置を販売する事業者には、売るに際して、設置に当たっては、ちゃんと導管事業者の方に連絡をして承諾を得なければいけないですよというようなことは義務づけられているのでしょうか。どちらかというと売る事業者の方に、そういうものを消費者に説明する、この機器を使うにはこういうことが必要だよということの説明義務を負っていただくような工夫をされた方がいいのかなと感じた次第です。消費者にそれを気がつけといっても、ちょっと酷かなという気がしたので、一言お知らせしました。

○大本ガス安全室長 基本的には、現行ですとこのような設備は一般ガス事業者が一貫して供給している中で、需要家との関係で気をつけなければならない留意点というのはお知らせするということになるかと思えますけれども、今般の法改正により、導管と小売とに分かれることもございますので、需要家も含めてしっかりと懸念点を伝えて漏れがないようにしていくということが重要であり、ご指摘のとおりと理解しております。

○倉渕座長 金子委員、補足をお願いいたします。

○金子委員 少し補足させていただきます。ご心配をおかけして申しわけございませんが、この特殊なガス機器というのは、いわゆる一般のご家庭にあるようなものではございません。大きな話をしますと、都市ガスというのは、製造したところから圧力をだんだん低くして、下流に向かって一方通行で流れているという状況であります。この範囲においては、一般的なガス機器をお使いいただいても、それがすぐ保安上影響を与えるということとはございませんが、中には圧力という観点で少し例外なケースがあります。

例えばここに書いてある昇圧供給装置というのは、高い圧力が必要なために、受け取った圧力をそこでブーストアップして使うというような装置ですし、また都市ガスとそれ以外の圧縮ガスを混合というのは、例えば酸素を混ぜて高い熱量を得るといったようなことをするために、いわゆる工場で使われているようなものでございまして、こういうものに関しては、供給開始時点もしくは内管の工事をする時点で把握できるので、ご注意申し上げるというのが現状の運用となっております。

○倉渕座長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

内倉委員、お願いいたします。

○内倉委員 見直しの必要性の項に、法改正により内管保安の義務を課すこととしたガス導管事業者は、需要家とは直接の契約関係がなくなることから、内管の工事、維持及び運用に生じる課題の検討を行う必要がある旨が提起されております。一方で、論点の（１）の①の「ガス工作物工事の申込み方法や工事の実施主体等」の項には、「法改正後

においても、需要家資産である内管等を含め、需要家敷地内にガス工作物を設置する際には、需要家等からガス導管事業者やその承諾を受けた者にガス工作物の工事を申し込み、その承諾を受けた者に工事を行わせることとなる」旨が記載されています。

これは、内管工事等については、既にガス導管事業者及びその導管事業者が承諾した工事人のみが行うことが決定されたように読み取れます。そうすると、お客様はご自身の意思で自由に工事事業者を選択できなくなるということになります。

この内管工事等の案件につきましては、これまで開催されてきましたガス安全小委員会等におきまして、当方の委員より、ガス工作物という名目のもとに、都市ガス事業者が自社の社内基準に基づき、指定・認定された工事人以外は、例えお客様からの要望があっても、リフォーム等に伴うガス工事を行うことはできないことになっているが、液石法では液化石油ガス設備士という国家資格制度があり、その資格を有した上で、所管庁に工事業業者として届け出を行った業者は、全国共通に設備工事、ガス器具設置工事ができることになっていることから、お客様は、リーズナブルで高度な技術を持った工事業業者を自由に選択することができる制度となっている。よって、液石法との整合の観点から、ガス事業法においてもお客様の意思で工事事業者を自由に選択することができる制度設計をご検討いただくよう要望しておりますので、今後ご対応くださるようよろしくお願いいたします。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。工事人の資格についてのご意見かと思えますけれども、これはこれまでもいろいろな経緯があつてということかなと思いますけれども、金子委員のほうからお願いいたします。

○金子委員 今ご指摘いただきました現状の内管工事制度でございますが、ガス工作物の技術基準適合維持義務を負っているガス事業者が、その責任を果たすために、施工会社に対して必要な管理を行っているという体制でございます。その中で、一定の範囲の工事については、お客様が施工会社を選ぶことのできる簡易内管施工登録店制度というものが運用されております。一定の工事については、資料の3ページの12番の(2)に書いてございます承諾工事人というのが、お客様から直接選んでいただける制度ということでありまして、簡易内管施工登録店制度というのが容易に参入可能な制度として、今ご指摘いただきましたLP会社系の例えば器具販売店等々も既に多数登録されております。これらのことから、既に内管工事に関しましては一定程度柔軟な制度になっていると考えてございます。以上です。

○倉渕座長　　ありがとうございました。内倉委員、よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○大本ガス安全室長　　もし差し支えなければ、次回の時に、今金子委員がおっしゃった簡易内管登録制度の概要をご紹介いただければと思います。今口頭で説明した内容について資料がございましたら、次回ご参考までに用意して、簡単に説明していただければと思っています。

また、内倉委員から話がありました技術基準適合義務につきましては、昨年のガス安全小委員会の検討において、需要家へ移管するかどうかの検討を行ってきましたが、今年2月の報告書においても、ガス工作物の所有権を問わずガス事業者が責任を負うという法体系のもとに、今般の改正法においても、引き続き需要家資産に関してはガス事業者が担うという整理をさせていただいたところでございます。資産区分を含めた内管の技術基準適合義務のあり方については、時宜を捉えて検討するという報告書の記載にもなっておりまして、今後の将来的な検討課題という認識でございます。

○倉渕座長　　ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

実際、小売と導管が分かれることによって、今まで知らなくてもよかったようなこともいろいろと出てきてまして、その中には需要家がちゃんと知っておかないと、むしろ分離することによって事故が拡大したなどということがないように、是非適切な対応を今後とっていただきたいと思います。貴重な意見をいただきましたので、事務局におかれましては、引き続きご検討をよろしくお願いいたします。それでは、議題の3「小売全面自由化後の事故報告の在り方について」、ご説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　　資料4、全面自由化後の事故報告の在り方でございます。

現行制度の概要でございますが、現行法では、ガス事業者に対し事故報告を含めた報告を徴収することができるとしております。また、施行令において具体的な報告徴収の事項を定めてございまして、①から④に関する事項を報告徴収の事項としてございます。

ガス事業者は、ガス工作物、消費機器の調査・周知、緊急時対応に関し保安上の責任を負っている主体であることから、施行規則により、②ガス工作物の維持管理及び運用の保安に関する事項、また④として、消費機器の調査に関する業務の運営に関する事項、この2つに関して、事故についての報告義務を課してございます。

具体的には、施行規則により、ガス事業者は定められた様式に従い、毎年、ガス事故を経済産業大臣や産業保安監督部長に報告することとしてございます。また、ガス事業者は、

事故の内容に応じて定められた様式に従い、速報または詳報を作成し、速報は24時間以内に、詳報は30日以内に経済産業大臣や監督部長に報告することとさせていただきます。

その事故の内容については、この1ページ目の下、①から2ページ目、次のページの⑮まで書かれているところとさせていただきます。

2ページ目、2. の見直しの必要性でございます。今般の法改正により、内管を含めた導管網などガス工作物に係る保安、緊急時対応はガス導管事業者が、消費機器の調査・周知はガス工事事業者が原則行うこととなります。そのため、これまではガス事業者が製造、供給、消費の各段階に関して、各事業者の責任範囲に応じてガス事故報告を行ってきたところを、今後は保安業務を行う主体が分かれることから、ガス事故の主体に関して検討する必要があります。

3. の論点（1）のところでございます。供給・製造段階における事故報告ですが、①から③の事故でございます。今般の法改正において、ガス導管事業者などガス工作物を維持し、及び運用するガス事業者が、当該ガス工作物をその事業の用に供し、技術基準適合維持義務等の保安責任を担うこととなります。そのため、①から③に掲げるようなガス工作物に係る事故については、ガス導管事業者など当該ガス工作物に関し保安責任を担うガス事業者が、経済産業大臣または産業保安監督部長に対して事故報告を行うことが適当ではないか、としてございます。

3ページ目の（2）消費段階における事故報告。1. の⑭と⑮の事故であります。この1. ⑭、⑮に掲げるような消費段階の事故のうち、消費機器に係る事故に関しては、ガス小売事業者が消費機器の調査・周知を行う事業者として、再発防止策を含め産業保安監督部長に対し事故報告を行うことが適当ではないか。

他方、1. ⑭、⑮のうちガス栓に係る事故については、ガスの使用に伴う死亡・中毒事故やガス栓からの漏えいガスの引火による負傷・物損事故であります。ともにガス栓の操作という需要家のガスの使用によるものと、ガス栓の欠陥、損壊、破壊といった物理的事象によるものを含んでございます。

まず、ガス栓の操作に起因する事故は、ガス栓はガス工作物であるものの、誤開放などガス工作物そのものに起因するというよりも、需要家の操作ミスに起因するものでございます。ガス小売事業者は、ガス工作物に関する技術基準適合維持義務は負いませんが、危険発生防止周知として、需要家に対しガスの使用に伴う危険発生の防止に関して必要な事項の周知を行う者であることを踏まえれば、ガス小売事業者が当該項目についても事故報

告を行うことが適当ではないか、としてございます。

他方、ガス栓の欠陥、損壊または破壊に起因する事故については、ガス栓はガス工作物であり、今般の法改正後は、基本的にガス導管事業者が技術基準適合維持義務の保安責任を担い、ガス漏えい等を防止する責任があることから、ガス導管事業者が報告を行うべきではないか、としてございます。

なお、一般導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなることから、今の消費機器、ガス栓に係る事故に関してはガス導管事業者が事故報告を行うこととなります。

法改正後の消費段階の事故報告のイメージということで、3ページ目から4ページまで、①から⑥で記載をさせていただいてございます。

(3)の緊急時対応における事故報告に係る連携・協力ですが、今般の法改正後は、ガス漏れ等に関し現場出動を行い、安全を確保する緊急時対応は、ガス導管事業者が一体的に対応することとなります。

他方、仮に法改正後の事故報告に関して、(1)、(2)のとおり整理することとした場合には、緊急時対応の有無にかかわらず、ガス工作物や消費機器のどちらかに起因する事故であるかによって、報告主体となる事業者が決まることとなる。そのために、⑭の消費機器の使用や⑮の消費機器からの漏えい等に起因する事故に関しては、緊急時対応を行った場合においても報告主体はガス小売事業者となりますが、実際に緊急時対応を行うのはガス導管事業者であります。

そこで、ガス小売事業者が当該事項に関して円滑に当該事故報告を行うことができるよう、ガス導管事業者の役割を明確化することが必要ではないか、としております。

その上の※4のところ、ガス事故で不明な場合には、ガス導管事業者が一括して事故報告を行うということになります。

続いて、5ページ目にそのフローを業務フローということで記載した基本イメージというのをご覧いただければと思います。今説明した内容で、事故原因のところ、不明な場合は、一番右側でガス導管事業者が報告する。ガス工作物に起因するものは、①から⑬ということでガス導管事業者であると。消費機器等ということで、これの「等」の中にはガス栓の操作というものも含まれてございますが、それに関しては、ガス小売事業者による報告ということイメージしてございます。

戻っていただいて、4ページ目の①でございます。ガス導管事業者が把握している情報

の提供ということで、事故報告に関して施行規則では、ガスの発生日時等さまざまな内容について報告することとしてございます。そのうち、ガス導管事業者が実際に現場に急行し緊急時対応を行った場合には、少なくとも事故発生日時、場所、事故の概要、事故原因（現場出動時に状況を把握できたもの）、応急措置、公的機関の出動の有無などの内容に関しては、一義的にガス導管事業者がその内容を把握することとなります。また、事故の被害のうち物的損壊については、現場出動時に状況を把握する場合があります。

そのため、ガス導管事業者が緊急時対応を行った場合で、ガス小売事業者に事故報告対象となる可能性がある場合については、緊急時対応を通じて知り得た当該事項に関して、しっかりとガス小売事業者に対して、事故発生後速やかに情報提供を行うことが必要ではないか。また、ガス小売事業者が詳報を作成する過程などにおいて、ガス導管事業者に対して、現場出動時にガス導管事業者がとった措置の詳細について追加的な情報を依頼する際には、ガス導管事業者がそれに対応することが必要ではないか、としてございます。

5 ページ目の②ガス導管事業者による情報提供の方法等。ガス導管事業者からガス小売事業者への情報提供の際には、ガス小売事業者が円滑に情報を活用できるよう、あらかじめ事故報告の報告様式に沿った形で記載した上でガス小売事業者に提供することが必要ではないか。

また、ガス導管事業者が⑭の消費機器の使用や⑮の消費機器からの漏えい等に起因する事故に関して緊急時対応を行った場合には、ガス導管事業者は、必要に応じてガス小売事業者に提供した内容を経済産業省・産業保安監督部に提供することが望ましいのではないかと、してございます。

○倉淵座長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。久本委員、お願いします。

○久本委員 ガス栓はガス工作物に入りますが、事故の内容によって事故の報告主体が2つに分けてある。その内容の分け方についてもいいと思うのですが、それぞれがこういう事故であれば自分たちが報告しなければならない、自分たちに関係しているということを十分認識しないと、同じ箇所で分かれているわけですので、極めて重要なことではないかと思います。その点について、よろしくをお願いいたします。

○倉淵座長 ガス栓を区分として小売と導管の報告義務が変わってくると、ちょっとややこしいというところがありますので、その辺について周知徹底するというご意見ではないかと思います。早田委員、お願いします。

○早田委員　まさしく今久本委員からご意見があったところでございます。資料でいいますと、具体的には3ページ目になります。(2)の※2というのが上の方でございますけれども、その下の「まず」で始まるところのフレーズでございます。ガス栓の操作に起因する事故につきましては、ガス栓がガス工作物であるものの、誤開放などお客様の操作ミスに起因するものであるため、お客様に対してガスの使用に伴う危険発生防止の周知を行う小売事業者が事故報告を行うことが適当と、今回整理をしていただいたところでございます。これについて私どもの意見を述べさせていただきたいのですけれども、私ども小売事業者としても、消費機器の調査・周知にあわせまして、例えば消費機器をガス栓につなぐ際のガス栓の使用上の留意点など、これにつきましてはお客様にしっかりと周知をしてまいりたいと考えてございます。

また一方で、ガス栓というのはガス工作物の一部でございますので、技術基準適合維持義務の責任を担っておられます導管事業者の方で、例えば、お客様が家を造られるでありますとか、リフォームをされる、また新しく消費機器を買われてガス栓を増置されるというような場合につきましては、工事の竣工時でありますとか内管の漏えい検査時に、そのガス栓の操作方法など、ガス栓にも古いものから新しいものいろいろな種類があるようでございますので、その操作方法などをお客様に周知をされると、これも極めて重要なことではないかなと考えてございます。お互いにカバーし合いながら周知する、これが重要だということの認識は私どももしてございます。

その前提で、今回資料でいうと3ページ目の、さっき久本委員が言われた参考4-1の③と④、これがガス栓の操作でございますけれども、小売事業者で報告主体が整理されているということなのですから、まずガス栓の操作に関する周知を、法的に一義的にどちらが責任をもっているのかということをしちゃんと整理をした上で、どちらでこの業務を担うかを整理すべきと考えてございまして、考え方としては、ガス工作物の工事、維持・運用における技術基準維持の一部ということで導管事業者と整理をするのかガスの使用に伴う危険の発生防止に関して必要な事項ということで整理をするのか、これは少し、一旦この場できちんと議論をしておいた方がよろしいのではないかなと考えてございまして、その件、皆様のご意見を頂戴したいと思ってございます。以上でございます。

○倉渕座長　ありがとうございました。ガス栓の誤操作に関連する部分の責任範囲をどちらにということではないかと思っておりますけれども。

○早田委員　法的な一義的な責任で、我々は、それで決まったからといってしないと申

し上げているわけではなくて、お互いカバーし合うのですけれども、一義的な法的な責任を、どちらかというのをきちんと決めておかないといけないのではないかという意見でございます。

○倉渕座長　わかりました。三浦委員、お願いします。

○三浦委員　何か起こったときに、責任の押しつけ合いはしていただきたくない。そんなことが起こるようなことであれば、何のためにこれを進めているのかがわからなくなってしまうので、そういう話ではなくて、消費者は誰の言葉を一番最初に聞き、誰と普段接しているのかということです。それは小売です。小売の人が来て、こうですよ、ああですよという。だから、さっきPRのことも周知していただきたいとかといったのは、やはり小売の方にしっかりやっていただきたいという思いがあります。

だって、導管がどうなっているとかというのは、わからないとかいってはいけませんけれども、わからないのですよね。なので、範囲を決めたいとかいうことはわかりますけれども、そもそも今回自由化に伴って、ガスのいろいろな小売事業者が入ってくるということで、言ってしまうと、消費者はどうなるのかな、どんな業者が来るのかな、値段だけで叩かれては困るぞとか、いろいろな不安があるわけです、わからないから。わからないですよ。

やっていただけるということは、もちろん信頼というか信用したいですけれども、やってみなければわからないということが起こったときに何が不安かという、普段接している方にきっちりやっていただかないと困るということは、それは揺るぎのない事実だと思っていて、私たちは新しい事業者さんというのは、保安がやれるから入ってきてくれるのでしょというふうに思っている。これは根本でございます。

ですので、保安責任は常にセットだというのは何回もしつこくいっていますけれども、そこは本当に徹底してやっていただけたらというのが希望でございます。

○倉渕座長　ありがとうございました。早田委員。

○早田委員　誤解がないようにお願いしたいのですけれども、私どももしっかりそこはやるということは宣言させていただきたいと思います。その上で、ガス栓というのがガス工作物で、それを工事して設置するのは導管事業者様なのですね。だから、どういう種類のガス栓があるか。例えば、ガスファンヒーターを接続するのに、カセット式のガス栓であつたり、昔ながらのコック式のガス栓であつたりという、いろいろな種類が多分あると思うのですけれども、それを設置されるのは導管事業者様なので、その特性を一番ご存

じなのは導管事業者様ではないのか。だから、そちらできちんとまずは周知をしていただいて、我々がそれを教えていただいて、都度、お客様と接する機会にそれを再度、補完的に周知を繰り返させていただくと、そういう整理の仕方もあるのではないのでしょうかという提案でございます。あくまでも私ども、しないと申し上げているつもりではないので、そこは是非誤解がないようによろしくお願いしたいと思います。

○三浦委員 いや、誤解はしていません。誤解はしてないですよ。もちろんそうしていただかなければ困るのだけれども、誰が導管で、誰が小売かという区分がなかなか。この先、どういうふうに消費者と接していただけるのかが今未知な状態なわけなので、だから不安なのです。わからないから。やったことないことを、これからしようとしているわけだから。だから不安なので、普段接している小売がそこをやってくれないと困りますよねということをお願いしたかっただけで、別に私はけんかを売っていませんから、そういうつもりは全くありません。保安はみんなでやるということが大前提でございますので、よろしくをお願いします。

○倉渕座長 金子委員、コメントをお願いします。

○金子委員 事故報告をすることの目的というのは、最大の目的は再発防止だろうと我々は考えております。今議論になっているガス栓のいわゆる誤開放、誤使用というのがどういった状況で起きるか我々の経験上考えますと、例えば、その先にホースはつながっているのだけど器具がなかったのに開けてしまったとか、また器具栓が半開になっている状況で火をつけながら開けてしまったとか、または不適切な接続具を使ったとか、こういったことで事故になっている例が多いのですね。ガス栓そのものが壊れたとかそういうことよりは、いわゆる誤開放の方が多いわけです。

なので、例えばガス栓が壊れたということはガス工作物の問題ですので、ここにも書いてありますように、損壊とか破壊とか欠陥とかいったものについてはガス導管事業者が事故報告をするのが適切だろうと。一方、ガス栓そのものではなくて、いわゆる誤開放ということに関しては、では、誰がこの再発防止をできるのだろうといったときには、お客様に安全に使っていただくようお願いする安全使用周知をする立場の人、小売事業者だろうと我々は考えております。

ただ、早田委員から今ご指摘ありましたように、お互いカバーし合いましょうというのは尤もなところでございまして、事故報告という面で言いますと、4ページの下のほうに書いてありますように、ガス導管事業者が緊急保安業務をやったときに把握した状況に関

しては、ガス小売事業者にきちんと報告するということをもって具体的には連携を図っていくということではないかと考えております。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。赤穂委員、お願いします。

○赤穂委員 まず、事故報告の今回の整理についてですが、消費者にとっては、この消費機器に起因するものとかガス工作物に起因するもの、なかなかわかりづらいですが、不明の場合は導管事業者さんが報告するというので整理されていますので、これでよろしいかと思います。

その上で、今争点になっていますガス栓の操作の周知については、私自身もやはり小売事業者が担うべきだと思います。ガスのサービスを供給するというのが小売事業者の役割ですので、正しく接続されてないと、そのサービスが当然ながら提供されていないということです、サービスを供給する責任というのはやはり小売事業者にあると思いますので、ガス栓の操作の周知についても小売事業者であるべきだと思っております。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。吉川委員、お願いします。

○吉川委員 私も今の金子委員、そして赤穂委員の意見に賛成です。これは事故報告の主体を決めているのであって、事故の責任云々ということではないということがまず前提にあります。それから、先ほど、ガス栓はガス工作物だから、工作物を作った時点で取り扱いについても説明ができるではないかというご指摘もあって、それは一面真理なのですが、ただ私の感覚では、ガス栓というのはそんなにしょっちゅう新しくなるものでもない。そうすると、さっき三浦委員もおっしゃっていたように、賃貸人だったり新しい所有者に変わったというときに、ガス工作物を作った者として説明がなされるチャンスがあるかという、そうではない。

となると、やはり頻繁に需要家と接して操作方法について正しい情報を提供できるのは小売事業者だと思うので、是非そこを再発防止という観点から、まさしくそこだと思うのですけれども、ぜひ事項報告書の取りまとめの責任を担っていただきたいなと。これは要望でございます。よろしくお願いします。

○倉渕座長 ありがとうございます。三浦委員、お願いします。

○三浦委員 しつこくて恐縮です。確かに今は事故報告のあり方なので、これから申し上げる意見はそぐわないかもしれないのですけれども、先ほど金子委員が再発防止ということが大事なのですということをおっしゃったのですが、消費者側からすれば、事故は、起こして報告がどうこうということよりも、起こさない。起こさないで済むことにしなけ

ればいけない訳です。事故なんてあってはいけないし、報告なんてゼロ、死亡はゼロ、それをずっとみんなで目指していて、計画も立てていたわけではないですか。

ですから、これは未然防止なのです。起こさないようにするために、一番接しているのは誰かということは、やはり小売なのですね。だから、今後参入する小売の方に本当にお願いしたいのは、未然防止も含めてのことを是非お願い。こういうことが危険なのですよ、こうしてはいけませんよ、ガス栓というのはこういうものだということも含めてやっていただきたいなということの再度のお願いでございます。よろしくお願いします。

○倉渕座長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。あくまで所有者目線に立って、事故の予防という観点から適切な役割分担、特に協力体制の構築ということを踏まえて、引き続きご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の4番、「協力勧告対象となる『公共の安全の確保上特に重要なガス工作物』について」、説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 資料5をご覧ください。「協力・勧告対象となる『公共の安全の確保上特に重要なガス工作物』について」でございます。

現行制度でございますけれども、現行制度では、先ほどもご議論ございましたが、ガス事業者がその事業の用に供するガス工作物に関して、技術基準適合義務の保安責任を担ってございます。そのため、仮にガス工作物からのガス漏えい、漏れなど技術基準に適合していない状態になった際には、修理・取替え等の措置を講じ、技術基準に適合するよう維持する必要があります。

現在、需要家敷地内に敷設された内管やガス栓は、ガス事業者が技術基準適合義務を負っているものの、需要家の資産となっており、当該部分を修理・取替えの措置を行う場合には、所有者または占有者である需要家の承諾を得ることが必要となります。また、需要家資産であることから、修理・取替えの措置において生じた費用は需要家負担となっております。

そのため、内管等が技術基準に適合していない場合であったとしても、需要家の承諾が得られない場合には、ガス事業者は修理・取替えの措置を行うことができない。しかしながら、技術基準に適合していない状態を放置した場合にはガス事業者の技術基準適合義務違反となるため、大臣からの修理等の命令発出の事由となり、発出対象はガス事業者となるということでございます。

こうした現行制度については、需要家の保安意識が十分でない状況においては、ガス事

業者による積極的な保安の取組を促す意味で重要な意味をもっていた。他方、ガス事故の発生は需要家以外にも影響を与えるものであることから、年数の経過により、土壌環境によっては腐食が進行しガス漏れの可能性がある内管（経年埋設内管）も全国的に残存している状況に鑑み、今年２月のガス安全小委員会の報告書においても、需要家にも一定の責務を求めるべきとの考えが示されたところでございます。

２ページ目をご覧ください。見直しの必要性でございます。今般の法改正によって、内管を含む導管網といったガス工作物については、ガス導管事業者が保安を担うこととなります。そのため、今後は内管に関して保安上問題がある場合には、ガス導管事業者が需要家との折衝を原則行うこととなります。

そこで、改正法においては、報告書の結論を踏まえ、ガス導管事業者以外の者が所有または占有するガス工作物に関する当該ガス工作物の所有者または占有者の責務を新設することとしてございます。

この２ページ目の下の表をご覧くださいだと思います。まず、①のところでございますけれども、当該規定に関しては、所有者または占有者はガス導管事業者が内管に関して行う保安業務に協力するよう努めなければならない、としてございます。矢印②でございますけれども、ガス導管事業者が大臣からの修理命令を受けた場合には、所有者または占有者は、その命令を受けている措置に、ガス導管事業者の保安業務に協力しなければならないというような状況になっています。

矢印２（１）で、ガス事業者の保安業務に協力しない場合、かつ（２）で公共の安全上特に重要なガス工作物である場合には、③のところ、経済産業大臣による勧告を行うといった内容になってございます。

当該規定の第３項の協力勧告につきましては、所有者または占有者に対する経済産業大臣の協力勧告を行う規定でありまして、例えば３ページ目でございますけれども、技術基準に適合していない場合において、ガス導管事業者が修理等命令を受けて行う取り替え要請の措置について、所有者または占有者が協力しない場合に発動されるものでございます。

すなわち、協力勧告自体には強制力を伴わないものの、国が所有者または占有者である需要家に対して、法律的に根拠をもって正式に一定の措置を講ずることを求めるものであり、社会的意味は極めて大きいといえます。第３項では、協力勧告対象としているガス工作物の詳細を経済産業省令で規定することとしており、その必要な範囲で検討する必要があります。

3. の論点でございますけれども、所有者または占有者への大臣の協力勧告には、需要家に対する措置であることを踏まえると、一般住宅のような需要家に対してまで協力勧告を発出することは過剰な社会的影響を与えるおそれもあります。そこで、第3項では、協力勧告対象に係るガス工作物を、公共の安全の確保上特に重要なものに限定してございます。

現在、ガス安全高度化計画に基づいて取り組んでいる経年埋設内管対策については、地下街や大規模商業施設といった不特定多数が利用するなど、ガス事故が発生した場合に影響が大きい建物を保安上重要な建物と位置づけ、対策を推進したところでございます。

今般の協力勧告対象についても、経年埋設対策と同様に、ガス漏れ等の事故が生じた場合に影響が大きい内管等に限定する趣旨のものであることから、保安上重要な建物に対してガスを供給するガス工作物の所有者または占有者を協力勧告対象としてはどうか、としてございます。

なお、今般の勧告制度は、技術基準に適合していない内管等について、所有者または占有者がガス導管事業者の措置に協力しない場合において行うものでございますけれども、技術基準に適合していない内管等とは、具体的にはガス漏れ等が生じている内管が挙げられます。一定の埋設年数や土壌環境等一定の要件を満たした内管について、ガス漏れ等の蓋然性が高いものとして協力勧告対象等とするということについては、今後の国の調査・検討を踏まえて検討していく予定でございます。

なお、4ページ目に、参考ということで保安上重要な建物に該当するもの、建物区分1から10ということで記載してございます。また、参考4-4ということで、昨年9月に保安上重要な建物の推定戸数というのを挙げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。吉川委員。

○吉川委員 すみません、教えてください。最後の参考4-3で「保安上重要な建物」の基準についてなのですが、一般集合住宅で、規模で規定ではなくて鉄筋系の建物が該当になっていて、「木質系建物」と書いてある、これが非該当になっている。規模ではなくて構造で区分しているのはどういう趣旨でしょうか、教えていただけますか。

○大本ガス安全室長 これにつきましては、鉄筋系に関してはいわゆるガスが滞留しやすく、ガス事故が起きたときに影響が大きいということで、当時の検討に際しては木質

系の建物に関しては除外したという経緯がございます。

○倉渕座長 他にございますか。よろしいでしょうか。三浦委員、お願いします。

○三浦委員 質問なのですが、3 ページの一番最後の5 行の「今般の勧告制度は、」というところなのですけれども教えてください。最後の3 行で、「一定の埋設年数や土壌環境等一定要件を満たした内管についてガス漏れの蓋然性が高いものとして協力勧告対象等とすることについて、」云々と書いてあるのですけれども、これは今後いろいろな調査とかをしてきて、ここは危ない、ここは即座にチェンジしなければだめとかということ公表するとかという、そういう意味でございますか。

○大本ガス安全室長 この最後の3 行、今後の国の調査というところは、現在予算要求をさせていただいているのですけれども、経年埋設内管のリスク調査ということで、現在経年の埋設内管が埋められている状態を、需要家のご協力を得て掘り起こして、その土壌環境とか埋設年数によるリスク等を調査することを、3 年間の事業で要求させていただいているところでございます。

このような調査結果等を踏まえ、ガス漏れを起こしているだけではない状態の中で、新たにそれと等しいような蓋然性が高いようなものがあつた場合には、もう一步踏み込むようなことができないかという趣旨で今後検討するということを、ここのところで挙げさせていただいてございます。現在保安上重要な建物ということで整理させていただきましたが、今後新たにそれ以外のものが、公共上安全な建物として必要なものがあれば、またその必要に応じて検討するということも含ませていただいております。

○三浦委員 是非それは予算を取って調査してください。取れなかったらどうするの、調査はなしですか？

○大本ガス安全室長 取れるように努力していきたいと思っております。

○倉渕座長 事故の予防の観点から、必要な努力を継続していただきたいと思います。

この資料5 についてはよろしいでしょうか。大きな方向性は得られたと思いますので、事務局におきましては、引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

以上が本日の主要な議題でございます。全体を通じて、何かご質問等ございますか。――よろしいでしょうか。思いのほか活発な議論で、大変白熱してよかったと思います。

以上で本日の議題は終了でございますけれども、全体を通しまして、三木審議官から何かございますか。

○三木審議官 本日も活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。委

員の皆様方からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、さらに制度設計を進めてまいりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○倉渕座長　それでは、その他として事務局から何かございますでしょうか。

○大本ガス安全室長　本日ご審議いただきました議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページ上に公開したいと考えます。また、議事録につきましては、委員の皆様にご確認した上で公開することを予定しております。追って事務局より確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○倉渕座長　本日は、委員の皆様にご活発なご議論をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——